及 解 決

することと
△ロ.昼寝者は四十分とする
三.夜勤手当支給の件
◎イ.従来通り支給すること
四.女工手の請負賃銀の値上
○ 深夜業廃止前と収入を同じくする事{(三)の手当も含め}
五.食堂の改善
○イ.美味新鮮なもの
六.社宅寄宿舎の改善をなせ
○イ.衛生設備.其他
七.定期

と二十五銭とす
三.賃銀値上の件
○イ.定期昇給年二回
△ロ 最低一回五銭(額を定めず)
×四.通勤手当を十銭支給されたし
五.労働保険に関する件
○イ.従来の保険金を即時支払はれたし
六.公傷病に関する件
△ 日給全額支給されたし(法定給)
七.工場設備の改善
○イ.災害防止

い湯銭の撤廃を含め)(他工場と比較して高からず)
○ 指定下宿の撤廃
× 休憩時間を四十分にすること
○ 休憩室の改善(冬期ストーブを置く事 脱衣場の設置)
○ 娯楽室の設置改善
○ 食事の件
○ 女工の出門を自由にする事
○ 食券と売店にて便利に売ること
○ 社宅共同便所は掃除夫に掃除せしむること
○ 消耗品の会社負担

は日給半額支給すること
但し臨時休業十日以上に亘る時は爾後支給せず
○ 女工分娩後採用保証す
× 時間外歩合一時間に付き一分五厘にすること
× 期末賞与制度制定すること

ロ.懲戒解雇之を認めず
ハ解雇手当金増額要求
ニ.争議費千三百五十円
解雇手当
半年未満日給二十日
一年未満日給四十日
一年以上一ヶ月増す毎に日給一日分支給すること

解決条項
イ 全員解雇
解雇手当
全員日給十四日分
但し女工のみ五年以上勤続者に金五円支給す
ロ 争議費用
八百円

査の上深夜業前と同様になる様考慮す)
× 日給一割値上げすること
○ 早出残業、早引歩合を実労働時間割にすること
○ 健康保険医を常置診察せしむること
女工寄宿舎に関すること
△イ.門出の自由(手続きを簡易にする)
○ロ 倶楽部設置(促進す)
△ハ.売店改革(品の注意、下されば改める)
○ 月末勘定
[illegible]